

資 料

(納税者番号制度)

平成21年度税制改正法附則（抄）

第104条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、2010年代の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

（略）

六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

平成21年度税制改正大綱（抄）

平成20年12月12日
自由民主党
公明党

第四 検討事項

5 納税者番号制度は、的確な所得把握を通じて適正・公平な課税の実現に資するものであるが、今後、税制を国民の利便性に配慮して柔軟に設計していく上でも必要不可欠であり、行政効率化に資する意義も大きい。

したがって、納税者番号制度については、今後の税制や社会保障のあり方の議論と併せて、現行の住民票コードの活用や、いわゆる社会保障番号との関係の整理等を含め、具体的かつ深度ある議論を関係団体・関係省庁が連携して実施し、国民の理解を得て、早期かつ円滑な導入を目指すべきである。

このため、今後、与党内に納税者番号制度に関する検討会を立ち上げ、制度の導入に向けて精力的に議論を行うこととする。

平成21年度税制改正大綱（抄）

平成20年12月12日
自由民主党
公明党

第三 平成21年度税制改正の具体的内容

八 金融・証券税制

4 少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設

- (1) 金融所得課税の一体化の取り組みの中で「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る10%軽減税率が廃止され20%本則税率が実現する際に、以下を骨子とする少額の上場株式等投資のための非課税措置を創設する。
- ① 居住者等（満20歳以上の者に限る。）は、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設できるものとする。
 - ② 非課税口座とは、本措置の施行の日から5年内の各年において開設する③の非課税措置の適用を受けるための口座（一の年につき一口座に限る。）で、その口座を開設した日からその年12月31日までに取得をする上場株式等（その取得対価の額の合計額が100万円に達するまでのものに限る。）のみを受け入れることとされているものをいう。
 - ③ 非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対しては、所得税及び住民税を課さない。
- (2) 今後、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等の制度設計の詳細について更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置を講ずる。
- (3) なお、金融所得課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の配当所得と譲渡所得等との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討を行う。

平成 21 年度の税制改正に関する答申（抄）

平成 20 年 11 月
政府税制調査会

一 基本的な考え方

2. 当調査会の考え方

（3）税制抜本改革の方向性について

納税者番号制度について、国民の利便に資する形での効率的で円滑な導入を目指し、住民票コードや現在議論が行われている社会保障番号との関係の整理等を含め、さらなる具体化に向けた検討を深めるなど、適正・公平な課税の実現に向けて努力すべきである。

抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

平成 19 年 11 月
政府税制調査会

第 2 各論

7. 納税環境整備

(3) 納税者番号制度

納税者番号制度とは、現在、税務当局が行っている各種資料の「住所・氏名」による名寄せ・突合に代え、資料に記載される「納税者番号」を用いることによって作業の効率化を図り、適正・公平な課税を実現しようとするものである。

その制度設計を進めていく上では、①どのような番号を納税者番号として税務面で活用するか、②所得捕捉を高める観点から、どのような経済取引について、その内容等を記載した資料の税務当局への提出を求め、それが最も重要な論点となる。加えて、実際の導入に際しては、セキュリティ確保の要請や、官民を通じた番号利用に係るコスト、経済取引への影響等にも配慮する必要がある。

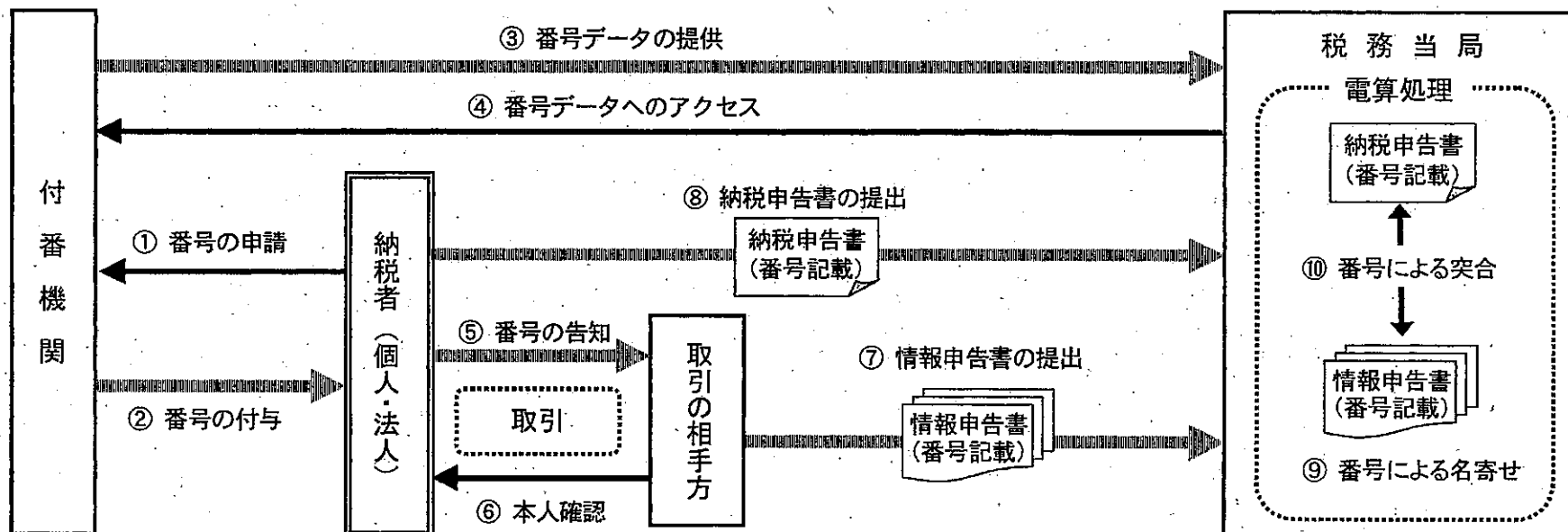
まず、いかなる番号が望ましいかという問題については、現在、具体的な活用が期待できるものとして、「住民票コード」と「基礎年金番号」がある。また、最近では、「社会保障番号」についての議論も行われている。今後、各種の番号制度に関する議論の動向等に留意しながら、納税者番号としての活用可能性を判断すべきである。

次に、資料情報制度については、所得捕捉を高めるため、取引関係者等の理解を得ながら、どこまで資料収集を拡充すべきかが問題となる。諸外国の例をみると、資金のフロー・ストックの把握という面から、例えばアメリカでは一定の国内送金、預金の入出金、海外送金等について、フランス等では預金口座の開設について資料の提出が義務付けられている。今後、このような例も参考にしつつ、所得の間接的な捕捉の観点から、金融資産関係の資料収集を拡充していくべきである。

納税者番号制度については、これまでも累次の答申において、様々な観点からの検討や指摘が行われてきており、現在、その導入に向けた具体的な取組みを進めるべき段階に来ている。今後、円滑な導入を目指して、国民的な理解形成に一層努めるべきである。

納税者番号制度のしくみ

納税者番号制度とは、
 納税者に広く番号を付与し、
 (イ) 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を告知すること
 (ロ) 納税申告書及び取引の相手方が税務当局に提出すべき情報申告書に番号を記載すること
を義務づけることにより、納税者から提出される申告書と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に整理(名寄せ)及びマッチング(突合)する方式である。



抜本的な税制改革に向けた基本的考え方（抄）

平成 19 年 11 月
政府税制調査会

主要論点

制度設計を進めていく上では、①どのような番号を納税者番号として税務面で活用するか、②所得捕捉を高める観点から、どのような経済取引について、その内容等を記載した資料の税務当局への提出を求めるかが最も重要な論点となる。加えて、実際の導入に際しては、セキュリティ確保の要請や、官民を通じた番号利用に係るコスト、経済取引への影響等にも配慮する必要がある。

納税者番号として求められる基礎的条件

納税者番号に求められる基礎的条件としては、①法律上の根拠を持つこと、②全国一律の番号によって、大多数の国民を、二重付番なく生涯にわたってカバーしていること、③番号を付与した後の住所・氏名等の異動を管理できる体制となっていること、④民間利用が許容され、納税者と相手方との自己証明・本人確認の場面で活用できること、⑤プライバシー保護を含めたシステムにおけるセキュリティが十分確保されていることが考えられる。加えて、受益を伴う行政分野で活用されるなど、国民がその活用にメリットを感じられるものであることが望ましいという指摘も多い。

個人付番方式の比較（未定稿）

	「住民票コード」	「基礎年金番号」(注1)
根拠規定	・ 住民基本台帳法	・ 国民年金法
付番機関	・ 市区町村(都道府県又は全国センターにおいても管理)	・ 日本年金機構
付番対象者	・ 居住者(外国人を除く)(東京都国立市、福島県矢祭町は不参加。)(注2)	・ 公的年金加入者等(外国人も含む)
保有情報	・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日、理由等)	・ 番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、公的年金加入情報
他の行政機関に提供される情報	・ コード + 氏名、住所、性別、生年月日、付随情報(変更年月日・理由等) (法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定)	・ 番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、公的年金加入情報 (法令上明確に規定された事務に利用を限定)
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民基本台帳事務の簡素化・効率化(転入・転出事務等) ・ 国の行政機関等への情報提供(法律又は条例上明確に規定された事務に利用を限定) ・ 住民に対する様々なサービス提供(条例による市町村独自の利用等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金の制度運営の一層の適正化 <li style="padding-left: 20px;">未加入者問題への対応 <li style="padding-left: 20px;">併給調整の適正化 <li style="padding-left: 20px;">行政サービスの向上(年金相談・年金裁定)
プライバシー保護規定	・ 住民基本台帳法による厳格な保護措置	・ 日本年金機構法及び国民年金法
民間での利用	・ 住民基本台帳法で民間による利用を禁止	・ 国民年金法で年金事業の運営に関する事務等に限定
実施状況	平成 15 年 8 月 住民基本台帳ネットワーク本格稼働	平成 9 年 1 月 実施

(注1) 基礎年金番号については、社会保険庁改革関連法(平成 22 年1月施行)を織り込んだ内容となっている。

(注2) 東京都杉並区は、平成 21 年1月5日より住基ネット業務を開始している。

主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

（2009年1月現在）

	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人口 ^(注2) (2007年現在)	付番維持 管理機関	現行の付番根拠法	実施年	
社会保障番号を活用	アメリカ	社会保障番号 (9桁)	税務、社会保険、年金、選挙、 兵役等	約4億1,400万人 (累計数)	3億407万人	社会保障庁	社会保障法	1962年
	カナダ	社会保険番号 (9桁)	税務、失業保険、年金等	約4,188万人 (累計数)	3,161万人	人的資源・社会 開発省	雇用保険法	1967年
住民登録番号を活用	デンマーク	住民登録番号 (10桁)	税務、年金、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	543万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する 法律	1968年
	スウェーデン	個人識別番号 (10桁)	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	918万人	国税庁	個人情報に関する 法律	1967年
	ノルウェー	住民登録番号 (11桁)	税務、社会保険、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	468万人	国税庁登録局	人口登録制度に關す る法律	1971年
	韓国	住民登録番号 (13桁)	税務、社会保障、住民登録、 選挙、兵役、諸統計、教育等	全住民	4,846万人	行政安全部	住民登録法	1968年
	シンガポール	住民識別番号 (1文字+8桁)	税務、年金、住民登録、選挙、 兵役、車両登録等	全住民	459万人	内務省 国家登録局	国家登録法	1995年
税務番号	ドイツ	税務識別番号 (11桁)	税務	約8,100万人	8,222万人	連邦中央税務庁	租税通則法	2009年
	イタリア	納税者番号 (6文字+10桁)	税務、住民登録、選挙、兵役、 許認可等	約6,323万人	5,805万人	経済財政省	納税者登録及び納税 義務者の納税番号に 関する大統領令	1977年
	オーストラリア	納税者番号 (9桁)	税務、所得保障等	約3,099万人 (累計数) ^(注1)	2,063万人	国税庁	1988年度税制改正法	1989年

(参考) イギリスには納税者番号制度はないが、国民保険番号 (National Insurance Number) が税務目的に一部利用されている。

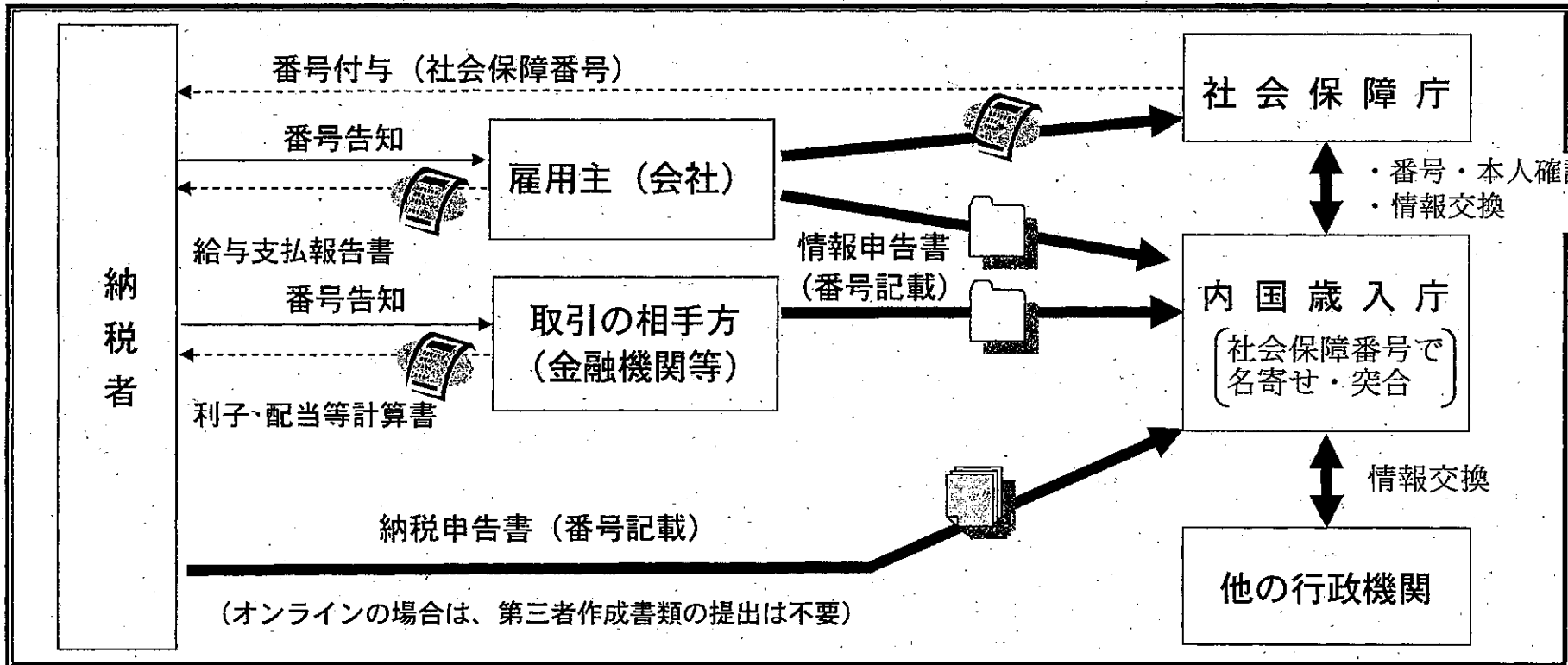
フランスには、納税者番号制度はない。

(注1) オーストラリアでは、個人及び法人に同一体系の納税者番号が適用されている。

(注2) カナダ及びオーストラリアの人口は、2006年の値である。

アメリカにおける申告等手続とオンライン化の状況

- 納税者・取引の相手方は、納税申告書・情報申告書の提出に当たり、納税者の社会保障番号の記載が必要。税務当局（内国歳入庁）では、番号をキーに課税情報の名寄せ・突合を行う。
- 全ての申告書・情報申告書はオンラインでの提出（⇒）も可能。所得税の電子申告割合は 57.8%（電子申告件数 8,989 万件）。



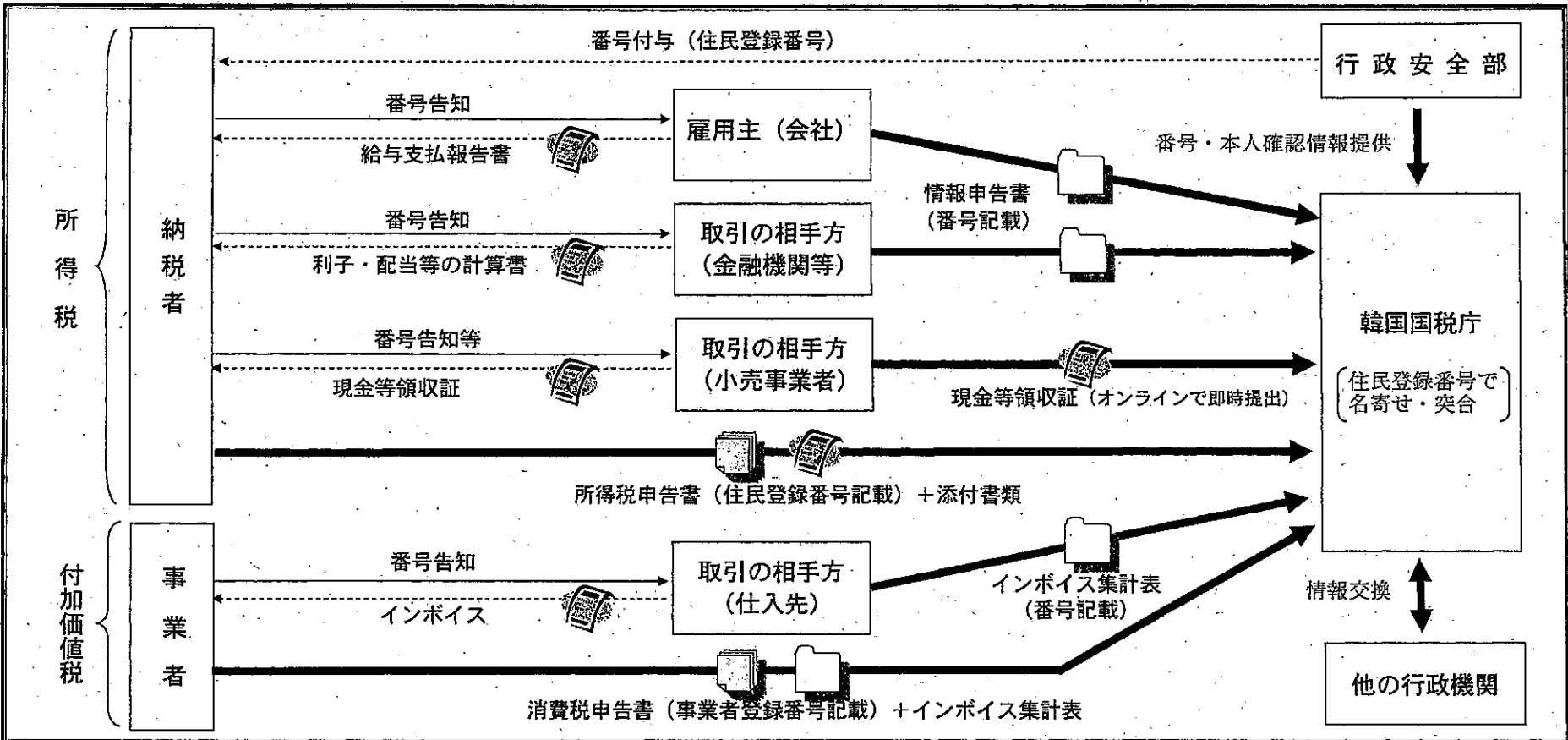
(注1) 社会保障番号の民間利用は禁止されていない。なお、申告書等への番号不記載については1件当たり50ドル(年間10万ドル限度)の民事罰が課される。また、金融機関等への番号不告知等の場合、利子・配当等の支払の際に28%の税率で源泉徴収がなされる。

(注2) 電子申告割合は、確定申告件数に占める電子申告件数の割合。アメリカには年末調整制度はなく、確定申告件数は1.5億件。

(注3) 電子申告に係る経済的インセンティブはない。

韓国における申告等手続とオンライン化の状況

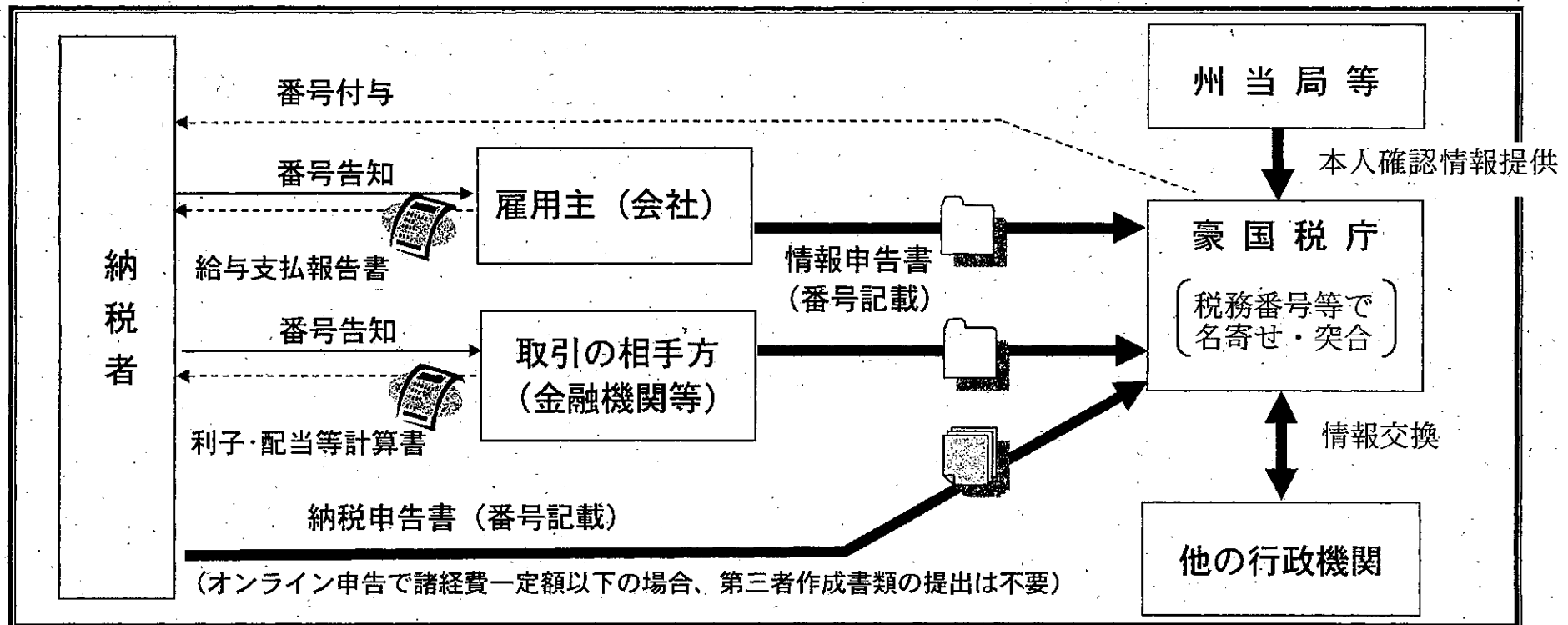
- 納税者・取引の相手方は、納税申告書・情報申告書の提出に当たり、納税者の住民登録番号の記載が必要。税務当局（韓国国税庁）では、番号をキーに課税情報の名寄せ・突合を行う。
- 申告書・情報申告書はすべてオンライン提出（⇒）が可能。所得税の電子申告割合は 80.7%（電子申告件数 327 万件）。



(注1) 住民登録番号の民間利用は禁止されていない。なお、番号不提示の場合、税務手続を進めることができない。
 (注2) 電子申告割合は、確定申告者数に占める電子申告件数の割合。韓国には年末調整の仕組みがあり、確定申告件数は 405 万件。
 (注3) 納税者本人が電子申告をした場合、所得税 2 万ウォン、付加価値税 1 万ウォンの税額控除が認められる。
 (注4) 納税者が現金領収制度を利用する際には、取引の相手方に対し、住民登録番号の告知、携帯電話番号の告知、現金領収証カードの提示のいずれかが必要。現金領収制度においては、消費者は総給与額の 20% を超える現金等支出額の 20% を所得控除でき、事業者は付加価値税について現金領収証発行金額の 1.3% を税額控除できる。消費者は、税務当局のホームページにて、小売業者が税務当局に報告した自己の現金等支出額を確認することが可能。

オーストラリアにおける申告等手続とオンライン化の状況

- 納税者・取引の相手方は、納税申告書・情報申告書の提出に当たり、納税者の税務番号を記載する。税務当局（豪国税庁）では、番号をキーに、課税情報の名寄せ・突合を行う。
- 申告書・情報申告書はすべてオンライン提出（⇒）が可能。税務番号を保有する納税者は、申告書作成の際、税務当局のサイト上で自己の取引情報の閲覧等が可能。所得税の電子申告割合は 85.0%（電子申告件数 978 万件）。



(注1) 番号の利用は原則として税務目的に限定(1989年より導入)。なお、番号の取得は任意だが、番号不告知の場合には、給与・利子・配当等の支払いの際に 46.5%の税率で源泉徴収がなされる。他方、利子・配当等の支払の際に番号を提示した者は、金融機関が税務当局に提出した支払報告書の記載事項を税務当局のHPからダウンロードでき、オンライン申告の際に添付することが可能。

(注2) 電子申告割合は、確定申告者数に占める電子申告件数の割合。オーストラリアでは、年末調整制度はなく、確定申告者数は、1,151万人。

(注3) 電子申告に係る経済的インセンティブはない。

主要国における法定資料制度の概要(個人)

未定稿

		日 本	アメリカ	オーストラリア	イギリス	フランス
納税者番号		×	○	○	×	×
フ 口 	金融所得	× (源泉分離課税)	○	○	○	○
	・利子					
	・配当					
	・株式譲渡	○	○	○	○	
	事業所得	×	×	×	×	×
給与所得	○	○	○	○	○	
不動産譲渡	○	○	×	○	×	
国内送金、預金の入出金	×	○	×	×	×	
海外送金	○	○	×	×	×	
						(但し、記録保存義務あり)
ス ト	金融資産	×	×	○	×	○
	・預貯金口座開設					
・株式保有	×	×	×	○	×	
ツ ケ	不動産	×	×	×	×	×
	貴金属	×	×	×	×	×
	海外資産	×	○	×	○	○

- (注) 1. 「法定資料」とは、取引の内容等を記載した資料を税務当局に提出することを義務付けている資料をいう。
 2. 上記法定資料の有無は、主なものについて記載しており、一定の提出省略範囲等があることに留意する必要がある。
 3. イギリスにおいては、納税者番号制度はないが、国民保険番号(National Insurance Number)が税務目的に一部用いられている。
 法定資料の提出義務者は、税務当局の求めに応じて、法定資料を提出しなければならない。
 4. ドイツには、法定資料制度は原則として存在しないが、代替的役割を果たし得る制度として、関係者の情報提供、官庁間の相互協力、裁判所及び連邦、自治体の諸官庁の課税情報の通知義務がある。